○農林水産省令第二十号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第二条第七項、第五条第一項、第二十一条第三項及び第二十二条第二項の規定に基づき、種苗法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十六日

農林水産大臣　吉川　貴盛

種苗法施行規則の一部を改正する省令

種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

別表第一（第一条関係）

区分	農林水産植物	備考
（略）	（略）	（略）
アゲラツム	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
ムラサキシキブ	Callicarpa L.	観賞樹
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
カリオプテリス　クランドネンシス	Caryopteris × clandonensis A. Simmonds ex anon.	観賞樹
ダンギク（カリガネソウ）	（削る）	（削る）
	Caryopteris incana (Thunb. ex Houtt.) Miq.	草花
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
クフェア　ラモシッシマ	Cuphea ramosissima Pohl ex Koehne	草花
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
ギョウギシバ	Cynodon Rich.	飼料作物
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
ディエールヴィラ	Diervilla Mill.	観賞樹

改正前

別表第一（第一条関係）

区分	農林水産植物	備考
（略）	（略）	（略）
アゲラタム	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
カリブラコア	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
ベニバナ	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
ダンギク（カリガネソウ）	Caryopteris × clandonensis A. Simmonds ex anon.	草花
	Caryopteris incana (Thunb. ex Houtt.) Miq.	草花
（略）	（略）	（略）
クフェア　ヒッソピフォリア	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
シンビジウム	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
ディフェンバキア	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）